

○環境省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号
 ニの規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づ
 く物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第四百四十七号）の
 一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

表を次のように改める。

汚染分類	物質	係数
一 X類	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
	(3) アジピン酸ジメチル	一〇〇〇
	(4) アセトクロール	一、〇〇〇
	(5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇
	(6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）	一、〇〇〇

(16)	塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）	一〇〇、〇〇〇
(17)	オレイルアミン	一、〇〇〇
(18)	オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）	一、〇〇〇
(19)	アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）	一、〇〇〇
(20)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	一、〇〇〇
(21)	クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	二五、〇〇〇
(22)	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）	一、〇〇〇
(23)	コールタール	二五、〇〇〇
(24)	コールタールピッチ	一、〇〇〇

(25)	一・五・九―シクロドデカトリエン	一、 〇〇〇
(26)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(27)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを 超えるものに限る。）	一、 〇〇〇
(28)	ジイソプロピルベンゼン	一、 〇〇〇
(29)	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	一、 〇〇〇
(30)	一・三―ジクロロプロペン	一、 〇〇〇
(31)	ジクロロベンゼン	二五、 〇〇〇
(32)	二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール	一、 〇〇〇
(33)	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七か ら十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五ま でのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までの ものを含むものに限る。）に限る。）	一、 〇〇〇
(34)	自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限 る。）	二五、 〇〇〇
(35)	ジニトロトルエン	一、 〇〇〇

(48)	(47)		(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)
トリエチルベンゼン	デセン	ド	デシルオキシテトラヒドロチオフェン—1—1—ジオキシ	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	テレピン油	テトラメチルベンゼン	多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）	ターシャリドデカンチオール	N・N—ジメチルデシルアミン	ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物	ジフェニルエーテル	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	ジフェニル
一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○		一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○

でのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）

(イ) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）

二五、〇〇〇

(77)	(76)		(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(ロ)
ラウリン酸	メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液	六―メチルクロロアセトアニリド	N―(二―メトキシ―メチルエチル)―二―エチル―	メチルナフタレン	メチルターシャリペンチルエーテル	N―メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液	メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル	ミルセン	ペンタエチレンヘキサミン	プロピレン四量体	ブテンオリゴマー	フタル酸ブチルベンジル	フタル酸ジブチル	フタル酸ジオクチル
一、	一、		一〇、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
														一

		二 Y 類	物質								
(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(80)	(79)	(78)
アクリロニトリル	アクリル酸メチル	アクリル酸ブチル	アクリル酸二―ヒドロキシエチル	アクリル酸二―エチルヘキシル	アクリル酸エチル	アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液	アクリル酸	アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限り。）	燐酸トリキシリル	燐酸トリイソプロピルフェニル	燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセントを超えるものであって、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント未満のものに限る。）
二五	二五	一〇	一〇	一	二五	二五	一〇	二五	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

-
- (10) アクリロニトリル及びビスチレンの共重合物（ポリエーテル
 ポリオール中に分散されたものに限る。）
- (11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製
 の際に生ずるものに限る。）
- (イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ず
 るものに限る。）
- (ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに
 限る。）
- (12) アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油
 の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）
- (13) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (14) アジピン酸オクチルデシル
- (15) アジピン酸ジイソノニル
- (16) アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル
- (17) アジピン酸ジトリデシル
- (18) アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重

一〇	一	一〇〇	一	一	一〇	一	一〇	一
----	---	-----	---	---	----	---	----	---

		合物に限る。)	
(29)	アルキルアミン燐酸エステル (アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(30)	アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(31)	長鎖アルキルアリールスルホン酸 (アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(32)	長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(33)	長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(34)	長鎖アルキルアリールポリエーテル (アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。)	一	〇
(35)	アルキルエステル及びオレフィンの共重合体 (分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)	一	〇

-
- (36) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (37) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (38) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (39) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）
- (40) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体
- (41) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (42) アルキルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十までのもの及びその混合物に限る。）
- (43) アルキルジフェニルアミン
- (44) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素

一
○

一
○

一
○

一

一

一

一

一

一

数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）

(45) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）

(46) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(47) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
とほう酸カルシウムとの複塩

(48) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(49) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

一〇

一

一

一〇

一

(50)	長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物	—
(51)	長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）	—
(52)	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）	— ○
(53)	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	— ○ ○
(イ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）	— ○ ○	
(ロ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	—	
(54)	アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一	— ○

から十七までのもの及びその混合物に限る。)

(55) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(56) アルキルベンゼンの混合物 (トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。)

(57) アルキルベンゼンの蒸留残留物

(58) アルキルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物 (アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。) であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)

(イ) アルキルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物 (アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)) であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限

一〇

一

二五

一〇

(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)
イリツペ油	イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル	イソホロンジアミン	イソホロン	イソプロピルシクロヘキサン	イソプロピルエーテル	イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	イソプレン	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

—

—

—

—

—
○

—

—

二五

—

—

(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)
エピクロロヒドリン	三―エトキシプロピオン酸エチル	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)		エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン (アルキル基の)	エチレンジアミン								

二五 一 一 一 一 一 一 二五 一 一 一 一 〇 〇 一

(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)

- (イ) オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- | | |
|---------------------------------------|----|
| 塩化アリル | 二五 |
| 塩化アルミニウム及び塩酸の混合物 | 一〇 |
| 塩化第二鉄溶液 | 一 |
| 塩化ビニリデン | 二五 |
| 塩化ベンジル | 二五 |
| オクタメチルシクロテトラシロキサソ | 一 |
| オクタン酸 | 一 |
| オクチルアルコール | 一 |
| オクチルアルデヒド | 一〇 |
| オクテン | 一〇 |
| オリーブ油 | 一 |
| オレイン酸 | 一 |
| オレイン酸カリウム | 一〇 |
| オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |

(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	
ぎ酸	四重量パーセントのものに限る。	吉草酸及び酪酸二―メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十	吉草酸	濃度が十重量パーセント以上のものに限る。	キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの	キシレン	キシレノール	パーセント以下のものに限る。）	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量
									カカオ脂
									（ロ）オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのもの
									の混合物に限る。）
									一
									○
									一
									○

(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)						
クロロベンゼン	一— 三— オン	一— (四— クロロフェニル)— 四・四— ジメチルペンタン	クロロヒドリン (粗製のものに限る。)	オルトクロロニトロベンゼン	(イ) クロロトルエン (メタクロロトルエンを除く。)	(ロ) メタクロロトルエン	クロロトルエン	クロロトルエン	クロロスルホン酸	クロロトルエン	る。)	クロロ酢酸 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)	クロトンアルデヒド	クレゾール	クレゾール	魚油	ぎ酸セシウム溶液

一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	五	〇	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(148)(147)(146)(145)(144)	(143)(142)(141)	(140)	(139)	(138)(137)
米ぬか油	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	グリオキサル溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	四―クロロ―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
こはく酸ジメチル	グリセリンモノオレイン酸			クロロホルム
コールタールナフサソルベント	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）			
けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル			
二五	一〇	一	二五	一
一	一〇	一		二五
一	一			

(164)(163)(162)(161)(160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)

酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレン	酢酸ニ―エトキシエチル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
サリチル酸メチル	酢酸シクロヘキシル	
サフラワ―油	酢酸トリデシル	
酢酸三―メトキシブチル	酢酸ノルマルオクチル	
酢酸ペンチル	酢酸ノルマルプロピル	
酢酸ベンジル	酢酸ビニル	
酢酸ヘプチル	酢酸ブチル	
酢酸ヘキシル	酢酸ヘキシル	
酢酸ヘプチル	酢酸ヘキシル	
酢酸ベンジル	酢酸ヘキシル	
酢酸ペンチル	酢酸ヘキシル	
酢酸三―メトキシブチル	酢酸ヘキシル	
サフラワ―油	酢酸ヘキシル	
サリチル酸メチル	酢酸ヘキシル	
酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレン	酢酸ヘキシル	

二五 二五 一 一 〇 一 〇 〇 一 二五 一 一 一 一 二五 一

	(178) 脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）	(イ) 脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）		(ロ) 脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	(180)(179) 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。） 直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）		(182)(181) 脂肪酸メチルエステル 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）		(イ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。）	(ロ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十二、十三又は十九以	一〇〇	一〇	一	一	一	一	一〇〇
--	--	-----------------------------------	--	---------------------------------	--	--	---	--	---	-------------------------------	-----	----	---	---	---	---	-----

上のもの及びその混合物に限る。）

(ハ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(183) 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）

(184) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(185) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルアルコールであって重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(186) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルアルコールであって重合度が七から

一

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

(194)(193)(192)	(191)(190)	(189)	(188)	(187)
硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの）	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	パラシメン			
硝酸				
一〇	二五	一〇〇	一〇〇	一

(207)	(206)	(205)	(204)	(203)	(202)	(201)	(200)	(199)	(198)	(197)	(196)	(195)	及びその混合物に限る。)
一・二―ジクロロエタン	一・四―ジオキサソ	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール	二・六―ジエチルアニリン	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチレン	ジイソブチルケトン	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	
二五	二五	一〇	一	一〇	一	二五	一〇	一	一〇	一	一〇〇	一〇〇	

(231)(230)	(229)(228)(227)(226)(225)(224)(223)	(222)(221)(220)	(219)
ジメチルオクタノールアミン ジメチルオクタノールアミン ジメチルオクタノールアミン	ものに限る。 ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） ジペンテン ジプロピルチオカルバミン酸S―エチル ジプロモメタン 一・二―ジプロモエタン ジブチルアミン ジフェニルメタンジイソシアナート	反応生成物 ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテンの	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。） ジノルマルプロピルアミン ジフェニルアミン

一〇〇	一	一〇	一	二五	一	二五	一	〇	一	一〇	一	一〇	一
-----	---	----	---	----	---	----	---	---	---	----	---	----	---

(245)(244)(243)(242)(241)	(240)(239)(238)	(237)(236)(235)(234)(233)(232)
タロ	水酸化ナトリウム溶液	N・N―ジメチルシクロヘキシルアミン
石油スルホン酸ナトリウム	水酸化カリウム溶液	ジメチルジスルフィド
石炭酸油	水酸化ナトリウム溶液	ジメチルホルムアミド
スルホラン	水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	ジメチルポリシロキサン
スチレン		ジヤトロフア油
		重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）

一	一	二五	一	二五	一	一	一	一〇〇	一	一	二五	一〇	一
---	---	----	---	----	---	---	---	-----	---	---	----	----	---

(258)(257)(256)(255)	(254)(253)(252)(251)(250)	(249)	(248)(247)(246)
デシルアルコール	アルコールの混合物	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに 限る。）	タロー脂肪酸
デカヒドロナフタレン	テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシル	チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液	大豆油
テレフタル酸ジブチル	テトラクロロエチレン		チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセン ト以下のものに限る。）
テトラヒドロナフタレン	テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物		

一〇	一〇	二五	一〇	一	一	一
----	----	----	----	---	---	---

(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)	
ン							ル						
一・二・三―トリクロロプロパン	一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタ	トリクロロエチレン	一・一・二―トリクロロエタン	一・一・一―トリクロロエタン	一・三・五―トリオキサン	トリエチルアミン	トリアルキル (炭素数が十のものに限る。)	酢酸グリシジ	トル油ピツチ	のに限る。)	トール油脂肪酸 (樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。)	桐油	とうもろこし油

二五 一〇 二五 一 一 二五 一〇 一 一 一 一 一

(286)(285) (284)(283)(282)(281)(280)(279)(278)(277)(276)(275)(274)(273)(272)

トリデカン
 トリデカン酸
 トリメチル酢酸
 オルトトルイジン
 トルエン
 トルエンジアミン
 トルエンジイソシアナート
 ドデカン
 ドデシルアルコール
 ドデシルキシレン
 菜種油
 菜種油脂肪酸メチルエステル
 ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上
 三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）
 ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液
 ニトロエタン

一 二五 二五 一 一 一 一〇〇 一 二五 二五 二五 一〇〇 一 一〇 一

(295)(294)(293)(292)(291)(290)(289)

尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液

ニトロベンゼン

ニトロプロパン

一ニトロプロパン

オルトニトロフェノール

パラニトロトルエン

オルトニトロトルエン

の濃度が八十重量パーセントのものに限る。

(イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタ

ンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）

(ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタ

に
限る。）

の濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのもの

(288) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタン

の濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）

(287) ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物（それぞれ

一〇

二五

二五

二五

一〇

二五

二五

一

二五

一

(309)(308)(307)(306)(305)(304)	(303)(302)	(301)(300)(299)(298)(297)(296)
発煙硫酸 廃硫酸 ノルマルヘキササン酸 ノルマルプロピルアルコール ノルマルプロパノールアミン ノルマルブチルエーテル	ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） ノネン ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	二硫化炭素 ネオデカン酸 ネオデカン酸ビニル ノナン酸 ノニルアルコール ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）

二五	二五	一	二五	一	一	一	一	〇	一	〇	〇	一	〇	一	二五
----	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

(324) (323)(322)(321)(320)(319)(318)(317)(316)(315)(314)(313)(312)(311)(310)

ひまし油	リウム塩溶液	N—(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナト	パラフィンワックス	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	パーム油の分別物	パーム油脂酸メチルエステル	パーム油脂酸 (蒸留物に限る。)	パーム油	パームステアリン	パーム核油	パーム核ステアリン	パーム核オレイン	パームオレイン	バレルアルデヒド
------	--------	----------------------------	-----------	----------------------	----------	---------------	------------------	------	----------	-------	-----------	----------	---------	----------

—	二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
										○				○

(340)(339)(338)(337)(336)(335)(334)(333)(332)(331)(330)(329)(328)(327)(326)(325)

ひまわり油
ビス(ニークロロイソプロピル)エーテル
ビス(ニークロロエチル)エーテル
ビスフェノールFのジグリシジルエーテル
ビニルトルエン
ピリジン
ーフェニルーキシリルエタン
フェノール
フェノールのスルホン酸アルキルエステル
フタル酸ジイソオクチル
フタル酸ジウンデシル
フタル酸ジエチル
フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物
フタル酸ジトリデシル
フタル酸ジノニル
フタル酸ジヘキシル

二五 一 一 一 一 一 一 一 一 〇 一 一 〇 二五 二五 〇 一 一

(354)(353)(352)(351)(350)(349)(348)(347)(346)	(345)	(344)(343)(342)(341)
プロピオンアルデヒド	物に限る。)	フタル酸ジヘプチル
ベータプロピオラクトン	フルフラール	フタル酸ジメチル
プロピオニトリル	フルフリルアルコール	フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル
分解ガソリン (ベンゼンを含むものに限る。)	ブチルアミン	ふっ化けい酸水溶液 (濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。)
ガンマブチロラクトン	ブチルアルデヒド	直鎖不飽和脂肪酸 (炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)

一 二五 二五 二五 二五 一 一 〇 二五 一 一 一 一

(369)(368)(367)(366)(365)(364)(363)(362) (361)(360)(359)(358)(357)(356)(355)

プロピオン酸
 プロピオン酸エチル
 プロピオン酸ノルマルブチル
 プロピオン酸ノルマルペンチル
 プロピルベンゼン
 プロピレン三量体
 一―ヘキサデシルナフタレン及び一・四―ビス（ヘキサデシル）ナフタレンの混合物
 ヘキサメチレンイミン
 ヘキサメチレンジアミン及びその溶液
 ヘキサメチレンジイソシアナート
 ヘキサン
 一・六―ヘキサンジオール（蒸留物に限る。）
 ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）
 ヘプチルアルコール
 ベンジルアルコール

一
 一
 一
 一
 一〇〇
 一
 二五
 一
 一
 一〇
 一〇
 一
 一
 一
 一

(381)	(380)	(379)	(378)	(377)	(376)	(375)	(374)	(373)	(372)	(371)	(370)
ーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアミド	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジブチル	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	ペンタン	一・三ーペンタジエン	ペンタクロロエタン	ペテロラタム	ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。）
一〇	二五	二五	一	一	一	一〇	一	二五	一	一	二五

- (382) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (383) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (384) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (385) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (386) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (387) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）
- (イ) ポリエチレンポリアミン（ジエチレントリアミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。）

一〇

一

一

一

一

一

	(388)	(ロ) ジエチレントリアミン ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	一〇
	(389)	ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）	一
	(390)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	一
	(391)	ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	一
	(392)	ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	一
	(393)	ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）	一
	(394)	ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	一

(443)(442)(441)(440)(439) (438)(437)(436)(435)(434)(433)(432)(431)(430)(429)

メチルシクロヘキサン
メチルシクロペンタジエン二量体
メチルジエタノールアミン
アルファメチルスチレン
三―(メチルチオ)プロピオンアルデヒド
N―メチル―二―ピロリドン
メチルブチルケトン(メチルイソブチルケトンを除く。)
メチルブテノール
綿実油
モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(重合度が二十のものに限る。)
モルホリン
やし油
やし油脂酸
やし油脂酸メチルエステル
ラード

一 一 一〇 一 一 一〇 一 一 二五 二五 二五 二五 一 一〇 一〇

三 乙 類 物 質	
<p>(4) アセトニトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）</p> <p>(3) アセト酢酸メチル</p> <p>(2) アセト酢酸エチル</p> <p>(1) アジポニトリル</p>	<p>(464) ワックス（パラフィンワックスを除く。）</p> <p>(463) ロジン</p> <p>(462) レジン油（蒸留物に限る。）</p> <p>(461) 燐酸トリブチル</p> <p>(460) 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。）</p> <p>(459) 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル</p> <p>(458) 硫酸ジエチル</p> <p>(457) 硫酸アルミニウム溶液</p> <p>(456) 硫酸</p> <p>(455) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）</p>
<p>○ ○ ○ ○</p>	<p>一 一 二五 一 一〇 一 二五 一 二五 一</p>

-
- (36) ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であって、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (37) ぎ酸メチル
- (38) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (39) 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）
- (40) ニークロロプロピオン酸
- (41) 三ークロロプロピオン酸
- (42) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (43) グリシンナトリウム塩溶液
- (44) グリセリン
- (45) グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物
-

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

-
- (57) 酸素含有脂肪族炭化水素
- (58) シクロヘキサノン
- (59) 酒類
- (60) 硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。）
- (61) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液
- (イ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものに限る。）
- (ロ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものを除く。）
- (62) 硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- (63) ジアセトンアルコール
- (64) ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）
- (65) ジイソプロパノールアミン
-

○

○

○

○

一
○

一

○

○

○

○

(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)
炭酸ナトリウム溶液	炭酸エチレン	スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液	水酸化マグネシウム	水酸化カルシウム	液 二・二―ジメチルプロパン―一・三―ジオール及びその溶	重量パーセント以下のものに限る。 N・N―ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十	ジプロピレングリコール	一・一―ジクロロエタン	ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液	ジエチレングリコールジブチルエーテル	ジエチレングリコール	ジエチレングリコール	ジエチルエーテル

○ ○ ○ ○ 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

-
- (80) 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであって、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のもに限る。）
- (81) 炭酸プロピレン
- (82) チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
- (83) テトラエチレングリコール
- (84) テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）
- (85) テトラヒドロフラン
- (86) トリアセチルグリセリン
- (87) トリイソプロパノールアミン
- (88) トリエタノールアミン
- (89) トリエチレングリコール
- (90) トリプロピレングリコール
-

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

- (151) L-リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに
限る。）
- (152) 硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四
十までのもの及びその混合物に限る。）
- (153) 硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合
物に限る。）
- (154) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以
下のものに限る。）
- (155) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィ
ン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合
物に限る。）
- (156) 硫酸アンモニウム溶液
- (157) 硫酸ナトリウム溶液
- (158) 燐酸
- (159) 燐酸水素アンモニウム溶液
- (160) 燐酸トリエチル

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

<p>四 有害 でない 物質</p>	<p>令別表第一の二第一号から第十八号までに掲げる物質</p>	<p>○</p>
----------------------------	---------------------------------	----------